

第46号議案

芦屋市立美術博物館条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立美術博物館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年6月11日提出

芦屋市長 山中 健

提案理由

芦屋市立美術博物館の管理を指定管理者に行わせるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市立美術博物館条例の一部を改正する条例

芦屋市立美術博物館条例（平成2年芦屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（職員）

第4条 美術博物館に、館長及び学芸員を置くほか、必要な職員を置くことができる。

第4条の次に次の1条を加える。

（開館時間等）

第4条の2 美術博物館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 美術博物館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後最初の同法に規定する休日でない日とする。

(2) 12月28日から翌年の1月4日まで

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

第8条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第10条の2 第12条の2第1項の規定により美術博物館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせた場合にあっては、利用者は、第5条から第7条ま

で及び前条に規定する観覧料等に代えて、美術博物館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

- 2 前項の利用料金は、指定管理者が別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、第1項の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

第11条を次のように改める。

（観覧料等の免除）

第11条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、観覧料、特別観覧料及び使用料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定は、第10条の2第1項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより」とあるのは、「指定管理者は、教育委員会が定めた基準に該当するときその他教育委員会の承認を得たときは」と読み替えるものとする。

第12条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、第10条の2第1項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「特別の理由がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより」とあるのは、「指定管理者は、教育委員会が定めた基準に該当するときその他教育委員会の承認を得たときは」と読み替えるものとする。

第12条の次に次の1条を加える。

（管理の代行等）

第12条の2 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせることができる。

- 2 前項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
 - (1) 美術博物館の利用の許可に関する業務
 - (2) 美術博物館の運営に関する業務
 - (3) 美術博物館の施設、設備等の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、美術博物館の運営又は維持管理上教育委員会が特

に必要と認める業務

- 3 第1項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項及び第6条から第8条までの規定の適用については、第4条の2第3項中「教育委員会は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条から第8条まで中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第14条を次のように改める。

(補則)

- 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第15条を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市立美術博物館条例第12条の2第1項の規定により美術博物館の管理を指定管理者に行わせる日前に教育委員会が改正前の芦屋市立美術博物館条例第6条又は第7条の規定により行った許可は、同日以後指定管理者が行った許可とみなす。

参 照

芦屋市立美術博物館条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市立美術博物館の管理を指定管理者に行わせるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 美術博物館の開館時間及び休館日を規定（第4条の2関係）

ア 開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

イ 休館日は、次のとおりとする。

(ア) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以後最初の休日でない日とする。

(イ) 12月28日から翌年の1月4日まで

ウ 上記ア及びイにかかわらず、教育委員会は、特に必要と認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(2) 利用料金に係る規定の整備

(第10条の2、第11条第2項及び第12条第2項関係)

ア 美術博物館の管理を指定管理者に行わせた場合にあつては、利用者は、美術博物館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

イ 利用料金は、指定管理者が別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、市長の承認を得て定める。

ウ 利用料金は、指定管理者の収入として收受させる。

エ 指定管理者は、教育委員会が定めた基準に該当するときその他教育委員会の承認を得たときは、利用料金を減免し、又は返還することができる。

(3) 管理の代行等に係る規定の整備（第12条の2関係）

ア 教育委員会は、美術博物館の管理を指定管理者に行わせることができる。

イ 指定管理者に行わせる業務は、次に掲げる業務とする。

(ア) 美術博物館の利用の許可に関する業務

(イ) 美術博物館の運営に関する業務

(ウ) 美術博物館の施設、設備等の維持管理に関する業務

(エ) その他美術博物館の運営又は維持管理上教育委員会が特に必要と認める業務

ウ 美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合に必要と読替規定を設けた。

(ア) 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開館時間又は休館日を変更することができる。

(イ) その他所要の読替規定

(4) その他関係条文の整理

3 施行期日等

(1) 平成23年4月1日

(2) 美術博物館の管理を指定管理者に行わせる日前に教育委員会が行った特別観覧及び施設の利用の許可は、同日以後は指定管理者が行った許可とみなす。